

質問回答書

件 名 横浜市立保育所職員等消化器系病原菌検査業務

	項目	質問	回答
1	5 検査項目	検査方法について、弊社では検査日数短縮の為に PCR スクリーニング法を併用し、PCR 法での擬陽性者のみ培養検査を行っております。検査精度には問題ございませんが、このような検査方法も可能でしょうか。	問題ありません。
2	5 検査項目	培養検査に PCR 法によるスクリーニング検査を組み合わせて実施しているが問題ないでしょうか。	問題ありません。
3	5 検査項目	(5) 検査項目について、腸管出血性大腸菌の記載があります。こちらは、腸管出血性大腸菌 0157 になりますでしょうか。	検査対象は腸管出血性大腸菌であり、0157 に限りません。
4	6 検査容器	(1) 採便部が綿棒状ではなく、プラスチック製です。問題ないでしょうか。	問題ありません。「綿棒状」とは、材質ではなく、採便容器の形を指しています。
5	6 検査容器	(1) 綿棒状とあるが、スプーン状でも問題ないでしょうか。	採便容器の形は「綿棒状」に限ります。
6	7 検査資材の配付	(1) 検査対象者様の名簿を事前にいただくことはできますでしょうか。	契約締結後にお渡しする予定です。
7	7 検査資材の配付	(3) 契約後、別表 1 をエクセルデータでいただくことはできますでしょうか。	契約締結後にお渡しできます。

8	7 検査資材の配付	<p>年3回市立保育所、こども青少年局、中央児童相談所、西部児童相談所、南部児童相談所及び北部児童相談所へ配付すること。と明記されておりますが、市立保育所×56園、こども青少年局及び各児童相談所×6園、各園（合計62園）様に個別発送ということでお間違いないでしょうか。</p> <p>その際、短期間での検査資材作成～郵送までご対応が必要になります。各園の検査対象者様の名簿リストはExcelデータにて即日提出可能でしょうか。</p>	<p>検査資材の配付については、検査資材は別表1に記載している所属への個別発送をお願いします。</p> <p>検査対象者名簿は契約締結後にお渡しする予定です。契約締結にあたり調整等を行わせていただきます。</p>
9	7 検査資材の配付	<p>毎月の本回収時に未提出になってしまった検査対象者様が後日、各個人様で検体を郵送する場合の郵送費用は受託者側負担になりますでしょうか。</p>	<p>別表1に記載している容器配付数に応じた郵送費用については受託者負担となります。</p>
10	8 検体の回収	<p>(3) ご提出が間に合わない検体があった場合、事前にお渡しする封筒で郵送していただくことは可能でしょうか。返送先住所等は記載済みの封筒です。</p>	<p>可能です。検体はご用意いただく封筒により提出します。</p>
11	12 その他事項	<p>(3) 請求書には四半期ごとに、市立保育所、こども青少年局及び各児童相談所(4か所)計6か所の実施件数内訳を添付することと明記されておりますが、市立保育所様は保育所様毎に分けて記載が必要でしょうか。請求書ひな型などがございましたらご提示頂けますでしょうか。</p>	<p>請求書には別表1に記載している所属毎の検査実施件数を明記してください。請求書の様式の指定はありません。</p>
12	入札に関して	<p>昨年度の落札業者様、落札額をお教え頂けますでしょうか。</p>	<p>本市ホームページに昨年度の入札結果等詳細を掲載しています。下記アドレスからご確認ください。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/akukukyoku/2023/itaku/kodomo/20230127kenben.html</p>